

門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・
門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者 第1回選定委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月)午後1時～午後2時30分まで
2. 開催場所 門真市役所本館2階 大会議室
3. 出席者 (委員) 小寺委員、西村委員、福田委員、市原委員、山本委員
(事務局) 北倉高齢福祉課長、中村高齢福祉課長補佐、寶來高齢福祉課主査
4. 内容 委員・事務局職員紹介
委員長、副委員長の選出について
会議の公開、非公開の決定について
会議録について
施設の概要及び募集の要点について
書類審査の方法及び審査基準について
書類審査
審査結果の報告
今後のスケジュールについて

【事務局】

定刻となりましたので「門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者第1回選定委員会」を開催させていただきます。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず出席いただきましてありがとうございます。

私は、司会をさせていただきます、寶來でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事前にお渡しさせていただき、本日お持ちいただくようお願いしておりました、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・会議次第
- ・資料1 配席表
- ・資料2 選定委員会委員名簿
- ・資料3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(抜粋)
- ・資料4 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
- ・資料5 門真市情報公開条例(抜粋)
- ・資料6 申請団体一覧表
- ・資料7 第1次審査評価基準表(案)
- ・資料8-1 第1次審査評価個表(社会福祉法人晋栄福祉会分)

資料 8-2 第 1 次審査評価個表（株式会社ビケンテクノ分）

- ・資料 9 6 段階評価表
- ・資料 10 価格点算出表
- ・資料 11 審査の方法について
- ・資料 12 第 2 回選定委員会第 2 次審査評価基準表（案）
- ・資料 13 第 2 次審査の質問内容について
- ・参考資料 1 指定管理者 募集要項
- ・参考資料 2 指定管理者管理業務仕様書
- ・参考資料 3 施設図面

また、申請団体から提出されました

- ・申請書類一式
- となっておりますが、不足等はございませんでしょうか。

尚、追加で机におかさせていただいております書類については、社会福祉法人晋栄福祉会より提出いただいております書類 9-ウ、タイムカード 3 枚の差し替えとなっております。

皆さま、揃っておられるようですので、進めさせていただきます。

本日は、委員 5 名中、5 名が御出席いただいておりますので、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 10 条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、お席につきましては、お手元の資料 1 「配席表」のとおり、事務局で指定させていただきます。合わせてご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

それでは、次第 1 の選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料 2 「選定委員会委員名簿」をご覧ください。

種智院大学教授の小寺 鐵也委員でございます。公認会計士の西村 智子委員でございます。社会保険労務士の福田 豊委員でございます。社会福祉協議会事務局長の市原 昌亮委員でございます。本市より、保健福祉部長の山本 栄子委員でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。保健福祉部高齢福祉課長の北倉でございます。同じく、高齢福祉課課長補佐の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の案件に移りたいと思います。

案件1の「委員長、副委員長の選出について」でございます。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」の第9条第2項をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

特にご意見がないようであれば、委員長・副委員長について、事務局よりご提案させていただきます。

委員長には、福祉全般に加え、高齢者や介護保険に関する造詣が深い小寺委員、副委員長には地域福祉を推進する中心的な団体として社会福祉協議会の市原委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

【各委員】

(異議なしの声あり)

【事務局】

異議がないようですので、委員長を小寺委員、副委員長を市原委員と決定いたします。

それでは、恐れ入りますが、委員長席及び副委員長席にそれぞれご移動いただきますようお願いいたします。

それでは、委員長から就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いします。

【委員長】

改めまして小寺でございます。よろしく願いいたしたいと思います。この選定委員会に関しましては、わたくし3年前に選定委員として参画をしております。委員の皆様におかれましては、少しコロナ禍も収まってきつつあると思いますが、まだまだ油断はできないということで、会議のほうもできるだけコンパクトにやっていきたいと思っております。市原副委員長とともにがんばってまいりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、今後の議事運営を委員長をお願いしたいと存じ

ます。小寺委員長よろしくお願い致します。

【委員長】

これより私が議事運営を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の案件、案件2「会議の公開・非公開の決定」に移ります。このことについて、事務局より説明願います。

【事務局】

お手元の資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」及び資料5「門真市情報公開条例」をご覧ください。本市におきましては、同指針第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、不開示情報に該当すると考えられますことから、事務局といたしましては、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

事務局からの説明は以上です。

【委員長】

ただいま、事務局からこの会議を非公開とすることが適当ではないかと提案がありました。いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思えます。続きまして、案件3「会議録について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、再度、資料4をご覧ください。

本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条から第9条に基づき作成させていただきます。

各回の選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、全ての審議事項が終了し候補者が決定された後に、全ての会議録を併せて公開します。また、会議録の作成につきましては、「門真市情報公開条例」の第

6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおり行います。続きまして、案件4「施設の概要及び募集の要点について」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、地域高齢者交流サロンの施設の概要と募集の要点について説明させていただきます。

老人福祉センター等3施設の設置目的は、高齢者の余暇活動や交流を促進するための活動拠点として、高齢者に対して各種の相談に応じたり、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することによって、福祉の向上を図ることを目指すとともに、さらなるサービスの向上及び施設の効果的・効率的な管理運営を図ることです。

また、高齢者の方々がお互いに趣味やレクリエーション、話し合いを通じて、高齢者がいきいきと充実した日々を過ごしていただくなど、高齢者の介護予防の拠点としての役割を担っています。

このような中、今後、全国的にさらに支援が必要な高齢者が増加すると見込まれる中で、本市におきましても、昨年度、「第8期高齢者保健福祉計画」を策定し、めざすべき将来像を「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」とし、健康長寿や生涯現役、地域共生社会の実現に向け、行政と関係機関が連携するとともに、市民・地域・団体などと協働・共創することにより、地域で高齢者を支える体制づくりや介護予防の推進、生きがいくくりと社会参加の促進等の事業展開を進めております。

指定管理者候補者には、このような本市の活動を支える存在になっていただくことを期待しているものでございます。

加えて、申請までの経緯を簡単にご説明いたします。お手元の資料6「申請団体一

覧」をご覧ください。今回の募集につきましては、令和3年7月2日から7月15日まで募集要項等の配布を行い、7月21日に現地説明会・施設見学を開催しました。応募登録の受付及び質問の受付は7月20日から7月27日までとし、2団体からの申込がありました。8月2日に質問への回答を行いまして、8月4日から8月16日まで指定管理者の申請を受け付けましたところ、ご覧のとおり、2団体の応募がありました。

事務局からの説明は以上になります。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明ございましたが、委員の皆さん、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

問い合わせ等で、手を上げかけて、降ろされた団体さんもいらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

現地説明会には他にもう1団体、合計で3団体の参加がございました。

【委員長】

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

それでは、次に案件5「書類審査の方法及び審査基準について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは「書類審査の方法及び審査基準について」ご説明します。

本日の第1回選定委員会で書類審査、第2回選定委員会では書類審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑応答により審査していただき、候補者の決定を行います。候補者の決定に際しましては、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。

第1次審査の書類審査におきましては、資料7「第1次審査評価基準表（案）」をご覧ください。

各委員の方々には事前に参考としてお示しさせていただいたものと同様のものとなっております。改めまして、この場で基準表の提案をさせていただきます。

次に、資料8-1、8-2の「第1次審査評価個表」をご覧ください。

採点の方法としましては、各団体の応募書類の中から評価項目に対応する部分をご覧いただき、個表の全ての空欄にA・B・C・D・E・0のいずれかを記入していただきますようお願いいたします。

評価の判断基準につきましては、資料9「6段階評価表」をご参照願います

6段階評価の内訳は、「A」は大変良い、「B」は良い、「C」は標準、「D」は劣る、「E」は大変劣る、また、「0」は不可と設定しています。

このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、Aは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。

得点は、200点満点（委員5名合計1,000点満点）です。

なお、6段階評価のCを標準とさせていただいていることから、C評価に乘じさせていただく0.6を1,000点に乘じた600点を最低基準とし、審査の結果、合計得点が600点以上となった団体については、第1次審査の通過団体といたします。

なお、評価項目の内、「⑥施設の管理運営に係る経費の内容」につきましては、資料10「価格点算出表」をご覧ください。申請団体の指定管理料申請額から、価格点算出方法に基づいて算出しました得点をあらかじめあてはめております。

また、評価項目の「⑦経費削減の考え方、方法が適切であり、実現可能性があるか」「⑧安定的な運営が可能となる経理的基盤」「⑩収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」につきましては、財務に関する専門的な知識が必要であることから、公認会計士の西村委員の評価を他の委員の評価に反映させるものと考えています。

審査時間は、1団体につき、概ね10分を目途とし、その時の進捗状況を見て延長するかどうかを委員長にご判断いただきたいと思います。

各団体の審査の終了ごとに、西村委員から財務に関する項目の評価をご報告いただき、その後、審査個表を事務局で回収し、集計させていただきます。

なお、審査個表を回収後の評価の変更はできません。

審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。審査については意見交換をしていただければよいかと思っておりますが、議事録作成の必要があることから、書類審査に係るご発言につきましては、議事進行の中で行っていただきますようお願い申し上げます。

審査の順番は、資料6「申請団体一覧表」の社会福祉法人晋栄福祉会分から番号順に進めさせていただきます。

説明は以上です。項目の追加や配点の見直しなど、ご意見がございましたら、ご提

案いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいま、事務局から説明のありました「書類審査の方法及び審査基準について」何かご意見・ご質問はございますか？

【委員】

聞き逃したかもしれませんが、基準点 600 点と説明があったと思いますが、もう一度、その部分の説明をお願いいたします。

【事務局】

各委員 200 点満点で、委員 5 名の合計で 1,000 点満点となります。

6 段階評価の C を標準とさせていただいていることから、C 評価に乘じさせていただく 0.6 を 1,000 点に乘じた 600 点を最低基準とさせていただいております。

【委員】

わかりました。もう 1 点あります。評価は、A、B、C、D、E の 5 段階と 0 点となっておりますが、この中で「⑥施設の管理運営に係る経費の内容」については、指定管理料の額の基準として算出されておりますけれど、これは 5 段階評価ではないのですか。

【事務局】

基準表の 3 の⑥でお示しをさせていただいておりますが、最低価格を応募価格で割り、配点 20 点をかけることで算出いたしております。A B C D E ではなく、得点という形で評価しております。

【委員】

5 段階評価ではなく、ここだけ生の点数で算出している根拠といったところはどうでしょうか。

【事務局】

根拠というところまではいかないかもしれませんが、もしこれが仮に応募団体が多かった場合に、指定管理料の差があるにもかかわらず、最終的には 5 段階評価で採点することで、同じ点数になるということもありますので、ここについては配点を掛け合わせた得点にさせていただいております。

【委員】

応募が2団体ということで、少し気になりましたので。ありがとうございます。

【委員】

その他、ございませんでしょうか。これはそれぞれの委員さんの最低点数は120点ですか。

【事務局】

5名全委員の合計にCの0.6を掛けるという形で、最低ライン600点を設けさせていただきます。

【委員】

これはそれぞれ委員さんの合計でよろしいですか。1人の委員が、最低点をクリアできてないとなっても、トータルでよければいいということですか。

【事務局】

そのように考えさせていただきます。

【委員】

他にごございませんでしょうか。それではこれから、審査に移りたいと思います。

審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問するということでお願いします。また、審査については意見交換をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

資料8-1を使って、A~E、Oを記入していただき、各審査終了後に会計部分に関して委員のご意見をいただくということによろしいですね。

それでは委員の皆様方には、慎重な審査をお願いいたします。

【委員】

質問ですが、採点はボールペンかえんぴつ、どちらで書くものでしょうか。

【事務局】

特にどちらでも大丈夫です。

【委員】

審査及び意見交換は各団体、概ね10分ということですので、まず、1つ目の団体の社会福祉法人晋栄福祉会分の審査を、およそ1時40分までとしたいと思います。

それではよろしく申し上げます。

(①社会福祉法人晋栄福祉会分 審査中)

【委員】

大体10分くらい経ちましたけれども、委員の皆様、採点はお済みなされましたでしょうか？

それでは、一旦手を止めていただいて、財務に関する項目について評価を行っていただきました、委員からご発表いただきたいと思います。

委員、お願いいたします。

【委員】

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員】

ありがとうございました。

他の委員さん、なにか気になったところであるとかあれば出していただいて、他の委員のご意見も聞いていただくとか、すんなりと採点できましたでしょうか。委員さんどうですか。

【委員】

事前に書類審査ということでゆっくりじっくりと見せていただきましたので、今日の審査は特に変更することもなく、させていただきました。

一つ、例えば非常にこの晋栄福祉会さんというのは、以前も長きにわたり指定管理やっただいておりまして、ただ、その頃から、非常に拡大路線で、門真晋栄福祉会という名前から晋栄福祉会に変わって、全国区になっているような状況にあって、その辺が逆に地域に根ざした指定管理者として対応をきめ細かくしてもらえるのかというような点が少し気にはなつたんですけど、他の委員さんがどのような印象をもたれたのか、お伺いしたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。晋栄福祉会さんは、保育所は大阪でかなりやっておられますし、特養などは兵庫県とか奈良県の方でも。近畿一円に広げておられて、内容も子供から障害者、高齢者というようなかなり手広くやっておられるという。

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員】

門真の保育所から始められ、児童の部分から今はかなりいろんな分野に活躍をというか、手を広げられているので、まとまりがついているかどうかというところは私もちょっと気になっているんですけども、広げた部分をメリットの部分として還元していこうというそういう姿勢も見られるし、今のところは事業的にも安定しているといった全体的な印象があります。

他の委員さんはどうでしょうか。委員どうでしょうか。

【委員】

そうですね、申請書類をみさせていただいて、今回の評価項目に当たる対象の部分については簡潔にまとめておられたので、読みやすかったです。

【委員】

ありがとうございました。

何かご質問やご意見はありませんでしょうか。

それでは、社会福祉法人晋栄福祉会分の書類審査を終了いたします。事務局、審査用紙を回収してください。

(事務局 審査用紙を回収)

【委員長】

それでは、2つ目の団体の株式会社ビケンテクノの審査を始めたいと思います。概ね10分ということですので、およそ14時00分までとしたいと思います。

それではよろしくお願いします。

(②株式会社ビケンテクノ 審査中)

【委員】

質問してよろしいでしょうか。

【委員長】

どうぞ。

【委員】

今回、ビケンテクノさんの提案で、サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果の中で、新たな提案というところで、フリーマーケットだとか、SNSの活用であったり記載なさっておられまして、実際に運営されておられるよりも一歩

踏み込んだご提案をされておられるのかなと思うのですが、評価の視点の中では実効性であったり、具現化できるかどうかというところも、評価の視点というところで記載がありますので、この辺りはどのように認識すればよいのか。実際、実現可能なのか、ご提案いただいて、それを良という形で受け止めて評価させていただいてよいのか、また行政との調整という記載もある中で、どのように評価したらよいのか少し悩んだところです。

【委員】

ビジョンとしては共感できるけど、本当にそれが実現可能なのか否かというところになると評価は難しいですね。だけどそういう思いは大事にしたいと。

【委員】

ウィズコロナ、ポストコロナですとか、新たな生活スタイルが求められている中で、同じことをやっているのではなくて、違う切り口で効果を生み出していくというところは非常に期待するところであるのですが、ご提案の具体的内容を見たときにどこまで実現可能なのか、悩ましいなと思って拝見しておりました。

【委員長】

大体10分くらい経ちましたけれども、委員の皆様、採点はお済みなされましたでしょうか？

それでは、一旦手を止めていただいて、財務に関する項目について評価を行っていただきました、委員からご発表いただきたいと思います。

委員、お願いいたします。

【委員】

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員長】

ありがとうございました。

他の委員さんで何か気になったところはございませんでしょうか。

【委員】

ビケンテクノさんは現在やっていただいているところですので、現状を認識した上で、例えば感染症対策なんかもしっかりと記載いただいておりますり、さらに次の方に目を向けて提案いただいているのかなってというような思いはしながら拝見していました。ただ行政との連携のところがうまくいけるのだろうかというところのご提

案の中身もあるのかなと思いながら読んでいたところです。

【委員長】

他に何かございますでしょうか。

それでは、株式会社ビケンテクノの書類審査を終了いたします。事務局、審査用紙を回収してください。

(事務局 審査用紙を回収)

【委員長】

これで2団体、全ての審査が終わりました。2団体の集計結果が出るまで10分程度、休憩という形にさせていただき、14時25分頃すぎに再開させていただこうと思いません。事務局、お願いいたします。

(事務局集計)

【委員長】

それでは委員会を再開します。まず、集計結果について事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは、得点順に評価結果を報告します。

1位は、株式会社ビケンテクノ、総得点は817点です。

2位は、社会福祉法人晋栄福祉会、総得点は703点です。

以上でございます。

以上の結果から、第1次審査の通過団体は株式会社ビケンテクノ、社会福祉法人晋栄福祉会となりましたので、お知らせいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

最後に案件8「今後のスケジュールについて」、事務局から説明願います。

【事務局】

選定委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり審査をいただきまして誠にありがとうございました。

今後のスケジュールについてでございますが、第2回選定委員会（第2次審査）を令和3年10月22日（金）午後2時から本日と同じであるここ大会議室において、本日の第1次審査の結果により第2次審査に進めることになった、2団体によるプレゼンテーション審査及び質疑応答を開催したいと存じます。

審査の方法につきましては、資料11「審査の方法」に記載しておりますとおり、配点はプレゼンテーション及び質疑応答を総合して評価していただき、資料12「第2次審査評価採点表（案）」に点数をご記入いただきます。

各団体のプレゼンテーションは15分間で行っていただき、終了後、団体への質疑応答で20分間を予定しております。審査の順番につきましては、本日の第1次審査の点数の低い順、つまり、第2位、第1位の順に行いたいと考えております。

点数の記入後、個表を回収させていただき、1次審査結果の得点と2次審査結果の合計得点の総合得点を提示させていただきます。総合得点が一番高い団体を指定管理者候補者として決定いたします。

なお、選定委員会で指定管理者候補者を決定した後、なんらかの事由により協定締結とならなかった場合は、次点者が候補者となります。

審査での各委員の質問についてですが、資料13「第2次審査の質問内容について」をご覧ください。第2次審査において、プレゼンテーションを15分、質疑応答を20分と想定しています。採点につきましては、各評価項目を整数で評価することとします。限られた時間での評価になりますので、各委員がそれぞれお考えいただきました、共通の質問を1つしていただき、評価していただこうと考えております。当該質問について、事前に調整したいため、お忙しいところ恐れ入りますが、令和3年10月6日（水）までにメールやFAX等でご回答をお願いいたします。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明のありました「今後のスケジュールについて」何かご意見・ご質問はございますか？

【委員】

第二次審査の質問内容についての中で、共通の質問を一つしていただきということは、各団体への質問を同じ項目ですということですか。

【事務局】

おっしゃっていただいている通り、2団体両方に対し同じ質問をしていただこうと考えております。

【委員】

すみません、書類の方は見せてもらったんですけど、プレゼンを聞いて質問がある場合の取り扱いはどうなりますか。

【事務局】

基本的には各委員さんで決められた一つの質問の後に、プレゼンをお聞きされた上で確認されたいこと、お聞きされたいことについては追加で質問という形をお願いできたらとは考えております。

【委員】

それは配点の中には入ってこないということなののでしょうか。この指定の質問で名前が書いているのは、10月6日までに書類を見ただけで質問を聞くことになってしまいますが、当日聞いた内容に対する答えについては、どのような配点になるのでしょうか。

【事務局】

基本的には資料12で説明いたしますと、1から3の評価項目、指定管理者としての熱意・アピール度、管理運営手法の具体性、提案内容の実現可能性、この三つの中でご採点いただく形になると考えております。

【委員】

分かりました。

【委員長】

他に何かございませんでしょうか。

無いようでしたら、本日の委員会はこれもちまして終了させていただきます。皆様、本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。次回もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。